

- 1 みんなで支える子育て社会づくり

子育てを支える環境の充実

【現状と課題】

本県の合計特殊出生率¹⁾は、昭和50年頃から低下傾向であり、昭和60年頃からは全国平均を下回り、少子化の進行が見られます。一方で、保育所の整備が全国的に見て遅れており、慢性的に入所待機児童²⁾を抱えています。

核家族化の進展、地域社会の弱体化など、子育てを行う環境は大きく変化しており、出産や育児に対する負担や不安が増大しています。

ゆとりをもって子どもを生き育てるためには、仕事と家庭が両立可能な働き方ができる職場環境づくりが不可欠です。

また、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

【取組の基本方向】

保育所等の整備を促進するとともに、多様な保育ニーズに合ったきめ細かな保育サービスの展開に取り組みます。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、出産や育児に対する不安を解消するため、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。

さらに、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所等の相談・支援体制の強化、市町村における要保護児童対策地域協議会³⁾の整備、県立児童福祉施設等の充実を図ります。

【主な取組】

1 待機児童の解消のための施設整備と保育環境の充実

県内の保育所入所待機児童の早期解消と新たな保育需要への対応及びより質の高い保育環境の整備のため、民間保育所の創設・増改築の促進を図るとともに、国の基準を超える保育士の充実を実現することにより、多様な保育ニーズにも対応します。

また、小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するための放課後児童クラブ⁴⁾など女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスについても、計画的に拡大していきます。

2 子どもの医療費助成の充実

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費助成の充実を図ります。

3 地域における子育て支援の体制の整備

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点⁵⁾の設置を促進するとともに、子育て支援情報の提供の充実を図ります。

4 要保護児童対策の充実・強化

児童虐待の増加に対応するため、東上総児童相談所に一時保護所⁶⁾を整備するなど、児童相談所の機能強化を図ります。

また、児童虐待に迅速に対応するためには、地域におけるネットワークづくりが重要であることから、市町村に要保護児童対策地域協議会の設置を促進します。

5 県立児童福祉施設の整備

増加する要保護児童の受け入れ体制の充実を図るため、県立児童福祉施設について、将来のあり方に関する外部有識者による提言等を踏まえ、総合的な検討を行い、計画的な整備を推進します。

6 仕事と家庭が両立できる環境の整備

男性も女性も、充実した仕事をしながら、ゆとりを持って子育てができるように、ワーク・ライフ・バランス⁷⁾の推進を県民や企業に働きかけ、誰もが能力を生かし働き続けられる職場環境の整備や働き方の見直しを推進します。

また、育児等のために退職し、再就職を希望する女性に対して、一人ひとりの状況に応じた就業支援を行います。

【注】

- (1) 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を表します。
- (2) 入所待機児童：保育所入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているが入所していない児童。(ただし、既に保育所に入所していて転園希望が出ている場合、特定の保育所を希望し保護者の私的な理由で待機している場合等は待機児童には含めない。)
- (3) 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行うために、関係機関が情報を共有し、支援内容を協議するために設置されるものです。
- (4) 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。
- (5) 地域における子育て支援拠点：育児相談や子育てサークルの支援を行うなど、子育て中の親子が集う場として、専任の職員を配置した地域の子育て支援の拠点であり、市町村が実施主体となって、保育所等において事業が実施されています。子育ての負担感等の緩和を図り安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て機能の充実を図っています。
- (6) 一時保護所：児童福祉法に基づき、児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、親の病気や虐待などで家庭での養育が困難となった子供たちを一時的に保護するための施設です。
- (7) ワーク・ライフ・バランス：やりがいのある仕事と充実した私生活のバランスをとりながら、個人が持っている能力を最大限に発揮すること。人事戦略の一環として、この考え方を取り入れる企業が増えています。